

議案第37号

三朝町行政組織条例の一部改正について

次のとおり三朝町行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月18日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町行政組織条例の一部を改正する条例

三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 観光交流課 ア～オ 略 <u>カ 日本遺産の活用に関すること。</u> (8) 略 <u>(委任)</u> 第5条 略	(所掌事務) 第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 観光交流課 ア～オ 略 (8) 略 第5条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。